

## 鳥取県告示第 778 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市葵町字惣田山3435・3438(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3442から3444まで、鍛冶町一丁目3456、3457の1、3458、仲ノ町字長谷坂3459、みどり町3514の1

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市駄経寺町字中ノ谷416の2、字三子谷422から441まで、443の1、443の2、字尖神山506の1から506の3まで、巖城字粟谷1464の2、1470、字全源院1488の1、1493の1、字上尾1505の3、湊町字梅田3400、3411、3413、3428の2、瀬崎町3450の2、鍛冶町一丁目3455の6

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)